小規模保育事業等の連携施設に関する覚書（ひな形）

学校法人○○学園　○○幼稚園（以下「甲」という。）と株式会社○○○　〇〇〇保育事業○○保育園（以下「乙」という。）は、連携施設の設定について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（保育内容の支援）

第１条　甲は、乙の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放するものとする。

２　甲は、乙の児童に対して、集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として、甲の児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事）を実施することとする。

３　甲は、乙の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。

４　甲は、乙の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。

**※ 連携内容に応じて契約を締結して下さい。**

（代替保育の提供）

第２条　甲は、乙の職員が病気や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。

２　乙は、甲に対して、乙の施設へ代替要員の派遣を依頼する場合には、代替要員１人につき○○，○○○円（１日あたり）を支払うものとする。

３　乙は、甲に対して、乙の児童を甲の施設で保育することを依頼する場合には、児童は児童１人につき○，○○○円（１日あたり）を支払うものとする。

（卒園後の受入れ枠）

第３条　甲は、乙の卒園児が就学前まで利用できる枠を○名確保する。

２　甲は、毎年４月末までに前項で定めた人数もしくはそれ以上の入所可能人数を乙へ報告する。

３　乙は、毎年○月末までに甲への入園を希望する者の数を調査し、報告する。

４　甲は、前項の報告により翌年度４月から受入れする児童の数を確定し、その後の受入数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙から報告を受けた以上に、甲が受け入れ可能と判断した場合は、この限りではない。

　（食事の提供）

第４条　甲は、次の各号に配慮し、乙の児童に対し食事を提供する。

(１)　児童の年齢、発達の段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する前月〇〇日までに食事の献立表（アレルギー等に対応するため、主な食材を記載したもの）を乙に提出する。

（２） アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容（卵、牛乳除去等）を表示した専用の容器で搬入する。

２　乙は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲から搬入された食事を適切に処

　理した上で、乙の責任で児童に食事を提供する。

３　乙は、アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、児童に

　食事を提供する。

(１)　第１項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末までに甲へ連絡する。

（２） アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、食事の搬入時に、第１項の献立表等により除去食の内容を確認する。

４　乙が甲に依頼する食事数量の連絡や代金清算の方法は、別途、定める。

（効力の期間）

第６条　この覚書の効力は、令和　年　月　日より○年間とし、双方から別段の意思表示がない場合は、自動更新するものとする。

（信義誠実の原則）

第７条　甲と乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、この覚書の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

（疑義の決定）

第８条　この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

　　令和　年　月　日

甲 　さいたま市△△区△△町□丁目□番□号

学校法人　○○幼稚園

理事長 　　○○ ○○ 印

乙　 さいたま市△△区△△町□丁目□番□号

株式会社　○○○

代表取締役　 ○○ ○○ 　印